

第10号議案

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「開示請求書を受理した」を「開示請求があった」に改める。

第12条第2項中「意見書を提出した場合において、開示決定」を「意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定（開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条第2項中「第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項」を「第9条第1項本文」に改め、同条第3項を削る。

第15条の2第1項中「その審査請求が明らかに不適法であるとき」を「次の各号に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されていいる場合を除く。）

第15条の2第3項中「審査請求人に対して審査会」を「次に掲げるものに対して、審査会」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る区政情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第15条の2の次に次の1条を加える。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第15条の3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る区政情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第16条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条中「一般の利用」を「又は検索を行うための手段を一般の利用」に改める。

第20条に次の1号を加える。

(3) インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている区政情報

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた開示請求に対する実施機関の開示義務、開示に係る手続、実施機関がした開示等の決定又は不作為についての審査請求その他の事項については、なお従前の例による。

（提案理由）

インターネット等で公表又は提供をしている区政情報に係る開示請求の取扱いに関して定めるほか、所要の規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。